

令和7年度

# 財政援助団体等監査結果報告書

ところぎわタウンベースパートナーズ

所沢市監査委員

所 監 第 1 8 1 号  
令和8年3月30日

所 沢 市 長      小野塚 勝 俊 様  
所沢市議会議長      粕 谷 不二夫 様

所沢市監査委員      石 其 政 則

同      市 川 博 章

同      島 田 一 隆

同      松 本 明 信

財政援助団体等監査結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を  
所沢市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、  
その結果について報告書を提出します。

## 第1 監査の種類

### 財政援助団体等監査

## 第2 監査の対象指定管理者及び所管部局

- 1 対象指定管理者 ところぎわタウンベースパートナーズ
- 2 所管部局 産業経済部（商業観光課）

## 第3 監査の目的

公の施設の管理を行わせているもの（指定管理者）について、出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかを監査する。併せて所管部局の当該指定管理者に対する指導、監督が適切に行われているかについても監査する。

## 第4 監査の主な着眼点

### 1 指定管理者

- (1) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (2) 公の施設の管理に係る収支会計経理は、適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (3) その他監査委員が必要と認める事項

### 2 所管部局

- (1) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (2) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (3) その他監査委員が必要と認める事項

## 第5 監査の範囲及び対象事項

令和6年度及び令和8年2月9日までの出納及びその他の事務の執行

## 第6 監査の期間

令和7年12月1日から令和8年3月30日まで

## 第7 監査の実施内容

監査の着眼点等について、試査又は精査による監査を実施した。

また、指定管理者及び所管部局に対し提出を求めた資料と書類・諸帳票等を主体として照合し、疑問点等を指定管理者及び所管部局に確認するとともに、令和8年2月9日に関係職員から説明聴取を行った。

さらに、令和8年2月9日に所沢観光情報・物産館の施設調査を行い、実査による検証確認を行った。

## 第8 監査の結果

監査の対象となった出納及びその他の事務については、適正であると認められた。

また、所管部局の当該指定管理者に対する指導、監督も適切に行われているものと認められた。

## 指定管理者の概要等

### 1 指定管理者の概要

#### (1) 名称及び代表者

ところざわタウンベースパートナーズ

代表構成団体 株式会社JTBコミュニケーションデザイン

代表取締役 藤原 卓行

#### (2) 所在地

東京都港区芝三丁目23番1号

#### (3) 指定管理者が行う業務内容

- ① 所沢市観光情報・物産館条例（令和2年条例第2号）第2条に掲げる事業の実施に関する業務
- ② 物産館の利用の許可に関する業務
- ③ 物産館の利用に係る料金の徴収に関する業務
- ④ 物産館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、物産館の設置の目的を達成するために必要な業務

#### (4) 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

### 2 公の施設の概要

#### (1) 設置目的

観光情報の提供及び特産品の販売等により市の魅力を発信し、産業を振興するとともに、市内外の地域間交流を促進するため。

#### (2) 名称及び所在地

名称 所沢観光情報・物産館

所在地 所沢市大字松郷143番地の3

### 3 管理委託料及び納付金

#### ① 管理委託料

令和6年度 52,928,020円

令和7年度 51,452,098円

令和8年度 49,401,449円

#### ② 納付金

毎年度の収支決算における収益から市に納入する額（毎年度の収支決算における修繕料及び光熱費の額が管理委託料に含む各年度の修繕料及び光熱水費のそれぞれの額に満たないときはその差額）を差し引いた額の3割に相当する額

令和6年度 0円